



新規で営業を開始する飲食店関係者の皆さまへ

— 湖西市消防本部からのご案内 —

消防法や火災予防条例では、飲食店従業員の皆さまと利用者の方を火災から守るため、様々なルールが設けられています。必要な手続きなどをご案内いたしますので、開業する前には、**湖西市消防本部 予防課**まで必ずお問い合わせください。

営業を開始する前に必要な準備

新たに営業を開始する前に、次の①～③までの準備が原則*必要となります。
※店舗の規模や条件により下記以外の消防設備や届出が必要となる場合があります。

① 消火器の設置

- 消火器には業務用と家庭用があります。必ず業務用を設置してください。
- 消火器は厨房付近に設置し、設置場所には「消火器」と書かれた標識を設けてください。



② 防火対象物使用開始の届出を提出

- 消防法や火災予防条例のルールに適合しているかどうか確認するため、営業開始の**7日前**までに最寄りの消防署へ提出しなければなりません。

※様式については、右の二次元コードよりご確認ください。
※提出方法については、お問い合わせ時にご案内します。



③ 防災物品（燃えにくい素材で造られたカーテンなど）の使用


- カーテンや布製ブラインド、じゅうたん等は、防災表示ラベルが貼られた防災物品を使用してください。



事前相談に必要な情報

(1)客席の有無	有・無
(2)業態	レストラン・弁当店・旅館・スナック ・その他（ ）
(3)店舗部分の床面積（厨房や倉庫含む）	m ² または 坪
(4)住宅部分の床面積（住宅併用店舗の場合のみ）	m ² または 坪
(5)調理を目的としたこんろ等（厨房設備）の有無	有・無
(6)こんろ等（厨房設備）の熱源	ガス・電気

【問い合わせ先】

 **湖西市消防本部 予防課**

来庁される際は、事前にご連絡をお願いします。

住所 湖西市古見 1076 番地

電話 053-574-0212

Mail fd.yobou@city.kosai.lg.jp